



勧告

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案・改定案の勧告

- 平成6年8月11日
 - [衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案の勧告](#)
- 平成13年12月19日
 - [衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告](#)
 - [参考資料](#)
- 平成25年3月28日
 - [衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告](#)
 - [参考資料](#)
 - [関係都県知事意見について](#)
- 平成29年4月19日
 - [衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告](#)
 - [参考資料](#)
 - [区割り図](#)
 - [関係都道府県知事意見について](#)
- 令和4年6月16日
 - [衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告](#)
 - [参考資料](#)
 - [改定案区割り図](#)
 - [現行区割り図](#)
 - [都道府県知事意見について](#)

総務省の紹介



広報・報道

[大臣会見・発言等](#)

[報道資料](#)

[報道予定](#)

平成29年4月19日

衆議院小選挙区選出議員の選挙区 の改定案についての勧告 参 考 資 料

- 資料1 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の概要
- 資料2 今回の改定案で変更される選挙区
- 資料3 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の概要（都道府県別）
- 資料4 衆議院小選挙区別 平成27年日本国民の人口及び人口最少選挙区との較差【改定案】
- 資料5 衆議院小選挙区別 平成27年日本国民の人口及び人口最少選挙区との較差【改定案】人口順
- 資料6 衆議院小選挙区別 平成32年見込人口及び人口最少選挙区との較差【改定案】
- 資料7 衆議院小選挙区別 平成32年見込人口及び人口最少選挙区との較差【改定案】人口順
- 資料8 衆議院小選挙区 都道府県別 平成27年日本国民の人口、定数及び議員1人当たり人口【改定案】
- 資料9 衆議院小選挙区 都道府県別 平成27年日本国民の人口、定数及び議員1人当たり人口【改定案】人口順
- 資料10 衆議院小選挙区 都道府県別 平成32年見込人口、定数及び議員1人当たり人口【改定案】
- 資料11 衆議院小選挙区 都道府県別 平成32年見込人口、定数及び議員1人当たり人口【改定案】人口順
- 資料12 今回の改定案における分割市区の選挙区別人口
- 資料13 区割り改定案の作成方針（平成28年12月22日）

平成 29 年 4 月 19 日

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の概要

○ 都道府県別定数の異動 6 県 (いずれも定数 1 減)

青森県(4→3) 岩手県(4→3) 三重県(5→4) 奈良県(4→3) 熊本県(5→4) 鹿児島県(5→4)

○ 今回の改定案で変更される選挙区の数
(改定後: 19 都道府県 91 選挙区)

【衆議院選挙制度改革関連法で定める区分による内訳】

- (1) 人口の最も少ない県(鳥取県)の区域内の選挙区 現状維持
- (2) 選挙区の数が増加することとなる県の区域内の選挙区の数
改定に伴うもの 6 県 27 選挙区
(改定後: 6 県 21 選挙区)
- (3) 較差 2 倍未満等の人口基準に適合しない選挙区 ((1), (2) に
該当する選挙区を除く。) の改定に伴うもの等 13 都道府県 70 選挙区
- | | | |
|-----------------------|---------|--------|
| ① 上限人口を上回る選挙区の改定に伴うもの | 10 都道府県 | 56 選挙区 |
| ② 下限人口を下回る選挙区の改定に伴うもの | 4 県 | 11 選挙区 |
| ③ その他作成方針に基づく改定に伴うもの | 1 道 | 3 選挙区 |

※ 「衆議院選挙制度改革関連法」とは、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 49 号)のことをいう。

※ 複数の区分に該当する道県があるため、合計は単純計と一致しない。

※ 「較差 2 倍未満等の人口基準に適合しない選挙区」とは、衆議院選挙制度改革関連法で定める人口最少県の人口最少選挙区(平成 27 年日本国民の人口では鳥取県第 2 区、平成 32 年見込人口では鳥取県第 1 区)の人口以上当該人口の 2 倍未満の基準(平成 27 年日本国民の人口では 283,502 人~567,003 人、平成 32 年見込人口では 277,569 人~555,137 人)に適合しない選挙区である。

※ 「その他作成方針に基づく改定」とは、区割り改定案の作成方針(平成 28 年 12 月 22 日) 2(6)(ロ)に基づき、北海道の総合振興局又は振興局の区域と整合を図る改定である。

○ 人口最少選挙区との較差が2倍以上となる選挙区の数

今回の改定案 (平成27年日本国民の人口) 0選挙区	現 行 (平成27年日本国民の人口) 32選挙区	前回区割り改定時 (平成22年国調人口) 0選挙区
(平成32年見込人口) 0選挙区	(平成32年見込人口) 71選挙区	

○ 最大人口較差

	今回の改定案 (平成27年日本国民の人口)	現 行 (平成27年日本国民の人口)	前回区割り改定時 (平成22年国調人口)
最大:	神奈川 16区 554,516人	北海道 1区 589,501人	東京 16区 581,677人
最小:	鳥取 2区 283,502人	宮城 5区 270,871人	鳥取 2区 291,103人
	<u>1.956倍</u>	2.176倍	1.998倍
	(平成32年見込人口)	(平成32年見込人口)	
最大:	東京 22区 554,880人	東京 1区 635,938人	
最小:	鳥取 1区 277,569人	宮城 5区 249,225人	
	<u>1.999倍</u>	2.552倍	

○ 都道府県間の議員1人当たり人口の較差

	今回の改定案 (平成27年日本国民の人口)	現 行 (平成27年日本国民の人口)	前回区割り改定時 (平成22年国調人口)
最大:	東京都 525,468人	東京都 525,468人	東京都 526,376人
最小:	鳥取県 285,029人	鳥取県 285,029人	鳥取県 294,334人
	1.844倍	1.844倍	1.788倍
	(平成32年見込人口)	(平成32年見込人口)	
最大:	東京都 538,049人	東京都 538,029人	
最小:	鳥取県 277,724人	鳥取県 277,724人	
	1.937倍	1.937倍	

(参考1) 区割り改定時等の選挙区人口の最大較差等

	最大較差	較差が2倍以上となる選挙区数	改定対象選挙区数
○ 今回の改定案 (平成27年日本国民の人口)	最大： 神奈川県 16区 (554,516人) 最小： 鳥取県 2区 (283,502人)	1.956倍	0選挙区
○ 過去の改定時等の状況			
・ 平成6年画定時 (平成2年国勢調査人口)	最大： 北海道 8区 (545,542人) 最小： 島根県 3区 (255,273人)	2.137倍	28選挙区
・ 平成13年改定時 (平成12年国勢調査人口)	最大： 兵庫県 6区 (558,947人) 最小： 高知県 1区 (270,743人)	2.064倍	9選挙区
・ 平成25年改定時 (平成22年国勢調査人口)	最大： 東京都 16区 (581,677人) 最小： 鳥取県 2区 (291,103人)	1.998倍	0選挙区
			20都道府県 68選挙区
			17都県 42選挙区

(参考2) 今回の改定案における分割市区

- ・ 分割が解消される市町の数 9市町
 - 青森県： 青森市
 - 岩手県： 盛岡市
 - 三重県： 津市
 - 熊本県： 熊本市中央区・西区・南区・北区、上益城郡山都町
 - 鹿児島県： 南九州市

- ・ 新たに分割される市区の数 26市区
 - 北海道： 札幌市北区・西区
 - 宮城県： 仙台市太白区
 - 埼玉県： さいたま市見沼区、川口市、越谷市
 - 東京都： 港区、新宿区、台東区、品川区、目黒区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、八王子市、多摩市、稲城市
 - 神奈川県： 横浜市都筑区、川崎市宮前区、座間市
 - 愛知県： 瀬戸市
 - 兵庫県： 西宮市、川西市
 - 福岡県： 福岡市南区・城南区

- ・ 分割の区域が変更される市区の数 10市区
 - 千葉県： 船橋市
 - 東京都： 大田区、世田谷区、足立区、江戸川区
 - 神奈川県： 川崎市中原区、相模原市南区
 - 三重県： 四日市市
 - 愛媛県： 松山市
 - 鹿児島県： 鹿児島市

※ 今回の改定案により、分割市区町の総数は105 (+17) となる。
(平成29年4月19日現在の分割市区町の総数は88)



勧告

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案・改定案の勧告

- 平成6年8月11日
 - [衆議院小選挙区選出議員の選挙区の画定案の勧告](#)
- 平成13年12月19日
 - [衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告](#)
 - [参考資料](#)
- 平成25年3月28日
 - [衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告](#)
 - [参考資料](#)
 - [関係都県知事意見について](#)
- 平成29年4月19日
 - [衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告](#)
 - [参考資料](#)
 - [区割り図](#)
 - [関係都道府県知事意見について](#)
- 令和4年6月16日
 - [衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告](#)
 - [参考資料](#)
 - [改定案区割り図](#)
 - [現行区割り図](#)
 - [都道府県知事意見について](#)

総務省の紹介



広報・報道

[大臣会見・発言等](#)

[報道資料](#)

[報道予定](#)

令和4年6月16日

衆議院小選挙区選出議員の選挙区 の改定案についての勧告 参 考 資 料

- 資料1 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の概要
- 資料2 改定案で変更される選挙区
- 資料3 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の概要（都道府県別）
- 資料4 衆議院小選挙区別 令和2年日本国民の人口及び人口最少選挙区との較差【改定案】
- 資料5 衆議院小選挙区別 令和2年日本国民の人口及び人口最少選挙区との較差【改定案】人口順
- 資料6 衆議院小選挙区 都道府県別 令和2年日本国民の人口、定数及び議員1人当たり人口【改定案】
- 資料7 衆議院小選挙区 都道府県別 令和2年日本国民の人口、定数及び議員1人当たり人口【改定案】人口順
- 資料8 改定案における分割市区の選挙区別人口
- 資料9 区割り改定案の作成方針（令和4年2月21日）

令和4年6月16日

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の概要

○ 都道府県別定数の異動

(1) 定数増

埼玉県(15→16) 千葉県(13→14) 東京都(25→30) 神奈川県(18→20)
愛知県(15→16)

(2) 定数減

宮城県(6→5) 福島県(5→4) 新潟県(6→5) 滋賀県(4→3) 和歌山県(3→2)
岡山県(5→4) 広島県(7→6) 山口県(4→3) 愛媛県(4→3) 長崎県(4→3)

○ 改定案で変更される選挙区の数

25都道府県140選挙区

【内訳】

(1) 選挙区の数が増加することとなる都県の区域内の選挙区の改定に伴うもの

5都県 61選挙区

(2) 選挙区の数が増加することとなる県の区域内の選挙区の改定に伴うもの

10県 45選挙区

(3) 較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区

((1)に該当する選挙区を除く。)の改定に伴うもの

2府県 4選挙区

(4) その他作成方針に基づく改定に伴うもの

8道県 30選挙区

① 第49回総選挙当日有権者数で較差2倍以上
となっている選挙区の改定に伴うもの

2道県 5選挙区

② 合併等による市区の分割を解消する改定に伴うもの

6県 25選挙区

※ 「較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区」とは、区割り改定案の作成方針(令和4年2月21日)

1(1)で定める議員1人当たり人口最少県の人口最少選挙区(鳥取県第2区)の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満の基準(令和2年日本国民の人口では273,973人~547,945人)に適合しない選挙区である。

○ 人口最少選挙区との較差が2倍以上となる選挙区の数

改定案 (令和2年日本国民の人口) 0選挙区	現 行 (令和2年日本国民の人口) 23選挙区	前回区割り改定時 (平成27年日本国民の人口) 0選挙区
------------------------------	-------------------------------	------------------------------------

○ 最大人口較差

改定案 (令和2年日本国民の人口)	現 行 (令和2年日本国民の人口)	前回区割り改定時 (平成27年日本国民の人口)
最大： <u>福岡2区</u> 547,664人	東京22区 574,264人	神奈川16区 554,516人
最小： 鳥取2区 273,973人	鳥取2区 273,973人	鳥取2区 283,502人
<u>1.999倍</u>	2.096倍	1.956倍

○ 都道府県間の議員1人当たり人口の較差

改定案 (令和2年日本国民の人口)	現 行 (令和2年日本国民の人口)	前回区割り改定時 (平成27年日本国民の人口)
最大： 岡山県 465,829人	東京都 542,569人	東京都 525,468人
最小： 鳥取県 274,549人	鳥取県 274,549人	鳥取県 285,029人
1.697倍	1.976倍	1.844倍

(参考1) 区割り改定時等の選挙区人口の最大較差等

		最大較差	較差が2倍以上となる選挙区数	改定対象選挙区数
○ 改定案				
(令和2年日本国民の人口)	最大： 福岡 2区 (547,664人) 最小： 鳥取 2区 (273,973人)	1.999倍	0選挙区	25都道府県 140選挙区
○ 過去の改定時等の状況				
【平成6年画定時】				
(平成2年国勢調査人口)	最大： 北海道 8区 (545,542人) 最小： 島根 3区 (255,273人)	2.137倍	28選挙区	
【平成13年改定時】				
(平成12年国勢調査人口)	最大： 兵庫 6区 (558,947人) 最小： 高知 1区 (270,743人)	2.064倍	9選挙区	20都道府県 68選挙区
【平成25年改定時】				
(平成22年国勢調査人口)	最大： 東京 16区 (581,677人) 最小： 鳥取 2区 (291,103人)	1.998倍	0選挙区	17都県 42選挙区
【平成29年改定時】				
(平成27年日本国民の人口)	最大： 神奈川 16区 (554,516人) 最小： 鳥取 2区 (283,502人)	1.956倍	0選挙区	19都道府県 97選挙区

(参考2) 改定案における分割市区 : 32市区 (▲73)

※1 令和4年6月16日現在の分割市区町の総数は105。

※2 3つの選挙区に分割された状態となっている5市区(下線)については、改定案によりいずれも分割が解消される。

・ 分割が解消される市区町の数 75市区町

宮城県：仙台市太白区、大崎市
茨城県：水戸市、下妻市、笠間市、常陸大宮市、小美玉市
栃木県：栃木市、下野市
群馬県：桐生市、太田市、渋川市、みどり市
埼玉県：さいたま市見沼区、熊谷市、春日部市、鴻巣市、越谷市、久喜市、ふじみ野市
千葉県：松戸市、柏市、横芝光町
東京都：港区、新宿区、台東区、品川区、目黒区、中野区、豊島区、多摩市、稲城市
神奈川県：横浜市都筑区、川崎市中原区・宮前区、相模原市緑区・南区、座間市
新潟県：新潟市北区・東区・中央区・江南区・南区・西区、長岡市
岐阜県：岐阜市
静岡県：静岡市葵区・駿河区・清水区、浜松市中区・南区・天竜区、御前崎市、伊豆の国市
愛知県：一宮市、瀬戸市、豊田市
滋賀県：東近江市
島根県：出雲市、雲南市
岡山県：岡山市北区・東区・南区、倉敷市、真庭市、吉備中央町
広島県：三原市、尾道市、東広島市、江田島市
山口県：山口市、周南市
愛媛県：松山市
長崎県：長崎市、佐世保市

・ 新たに分割される区の数 2区

北海道：札幌市白石区
福岡県：福岡市東区

・ 分割の区域が変更される市区の数 12市区

埼玉県：川口市
千葉県：市川市、船橋市
東京都：大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、八王子市
兵庫県：川西市

※ 分割の区域に変更がない市区の数(改定案には含まれていない) : 18市区

北海道：札幌市北区・西区	兵庫県：姫路市、西宮市
栃木県：宇都宮市	奈良県：奈良市
群馬県：高崎市	香川県：高松市、丸亀市
富山県：富山市	高知県：高知市
長野県：長野市	福岡県：福岡市南区・城南区
静岡県：富士市	大分県：大分市
三重県：四日市市	鹿児島県：鹿児島市